

福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の調査検討組織
設置要綱

1. 設置目的

株式会社三菱総合研究所は、福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究を実施するにあたり、調査設計、調査票の作成、調査の実施、集計、分析、検証、報告書の作成等の検討を行うため、以下のとおり「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の調査検討組織」（以下「調査検討組織」という）を設置する。

2. 実施体制

- （1）本調査検討組織は、藤井賢一郎を委員長とし、その他の委員は以下のとおりとする。
- （2）委員長が必要があると認めるときは、本調査検討組織において、関係者から意見を聴くことができる。

3. 調査検討組織の運営

- （1）調査検討組織の運営は、株式会社三菱総合研究所が行う。
- （2）前号に定めるものの他、本検討組織の運営に関する事項その他必要な事項については本調査検討組織が定める。

福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究の調査検討組織 委員等

委員長	藤井 賢一郎（上智大学総合人間科学部社会福祉学科 准教授）
副委員長	近藤 和泉（国立研究開発法人国立長寿医療研究センター 健康長寿支援ロボットセンター センター長）
委員	伊藤 広成（一般社団法人日本福祉用具供給協会 事務局次長）
委員	稲葉 秀満（武蔵野市健康福祉部高齢者支援課 課長級）
委員	久留 善武（一般社団法人シルバーサービス振興会 事務局長）
委員	五島 清国（公益財団法人テクノエイド協会 企画部長）
委員	東 祐二（一般社団法人日本作業療法士協会 福祉用具制度対策部長）
委員	東畠 弘子（国際医療福祉大学大学院 教授）
委員	牧野 和子（一般社団法人日本介護支援専門員協会 副会長）

（敬称略、50音順）

【オブザーバー】

- 厚生労働省 老健局高齢者支援課課長補佐 畑 憲一郎

福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業

1. 調査目的

福祉用具については、平成 30 年 10 月から、商品ごとの全国平均貸与価格の公表や貸与価格の上限を設け、適正な貸与価格の確保を図ってきたところ。

全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定は、施行後の実態も踏まえつつ、概ね 1 年に 1 度の頻度で見直しを行うこととしていたが、平成 30 年度介護報酬改定検証・研究事業（福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業）の結果や第 170 回社会保障審議会介護給付費分科会（平成 31 年 4 月 10 日）における議論を踏まえ、今年度は見直しを行わず、令和元年 10 月に予定されている消費税増税に伴う全国平均貸与価格・貸与価格の上限の引き上げ及び新商品に係る全国平均貸与価格の公表・貸与価格の上限設定のみを行うこととし、今後の見直しについては、継続的に貸与価格や経営への影響等について調査を実施し、必要な検討を行っていくこととした。

このため、本事業においては、引き続き貸与価格や福祉用具貸与事業所の経営の動向について調査するとともに、次年度以降の施行に向けた検討課題を抽出する。

2. 調査概要

介護保険総合データベースを用いた介護レセプト等情報の集計により、制度施行前後の貸与価格の変化、貸与価格総額の削減率等を把握する。

福祉用具貸与事業所・介護支援専門員へのアンケート調査及び、福祉用具貸与事業所・レンタル卸事業所へのヒアリング調査を通じて、制度施行後の事業所の対応や経営への影響、利用者に対するサービスへの影響等について把握する。

3. 介護総合 DB 分析

（1）分析対象

介護保険総合データベースに登録される（されている）福祉用具貸与（介護予防を含む）の請求全データのうち、以下のデータを分析する。

- ・平成 29 年 10 月貸与分（上限価格の公表前・施行前）
- ・平成 30 年 10 月貸与分（上限価格の公表後・施行後）
- ・平成 31 年 4 月貸与分（上限価格の公表後・施行後）
- ・令和元年 9 月貸与分（上限価格の公表後・施行後）

※令和元年 10 月に消費税増税に伴い福祉用具貸与価格の上限が変更となるため、令和元年 9 月貸与分を分析

(2) 分析方針

① 貸与価格の分布

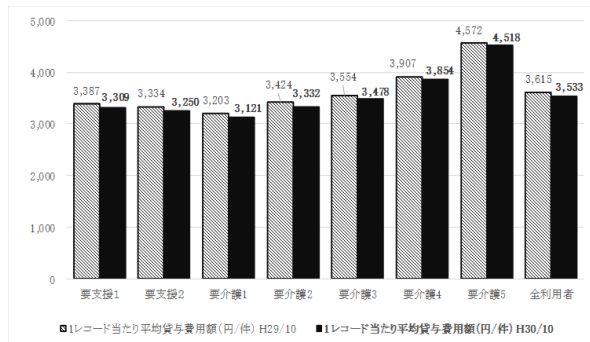
平成 29 年 10 月、平成 30 年 10 月、平成 31 年 4 月貸与分について、貸与価格の分布を把握する。さらに、平成 30 年 11 月から新規に貸与された品目の貸与価格の分布を把握する。



※分析イメージ

② 利用者一人当たりの価格

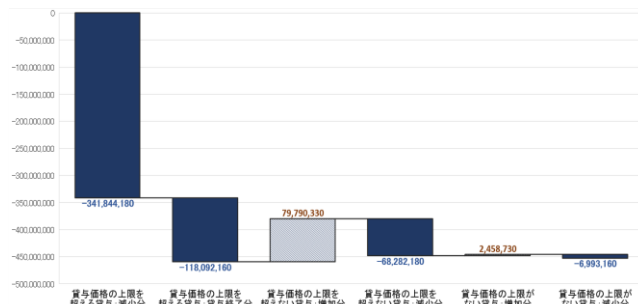
平成 29 年 10 月から要介護度に変化のない利用者について、1 レコードあたりの貸与額の変化を要介護度別に把握する。また、平成 30 年 10 月以前から貸与している利用者と、平成 30 年 11 月以降に貸与を開始した利用者の貸与価格を把握する。



※参考：昨年度結果

③ 事業所別商品別貸与額の変化

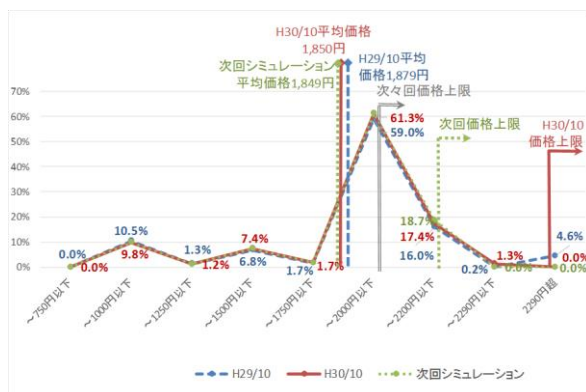
事業所別商品別に貸与価格の変化を把握し、福祉用具貸与総額に与える影響を分析する。



※参考：昨年度結果

④ 新規に貸与価格の上限が設定される商品の分析

令和元年 10 月に貸与価格の上限が設定される商品について、貸与価格の分布状況の把握及び、貸与価格の上限を設定した際のシミュレーションを実施する。



※参考：昨年度結果

⑤ 貸与価格の上限シミュレーション

平成 31 年 4 月貸与分のデータを用いて、複数回のシミュレーションを行うことで貸与価格の上限の変化を確認し、財政効果や貸与価格の上限を超える事業者割合及び利用者割合を把握する。

	平均値	中央値	標準偏差	価格の上限	上限を超える事業者の割合	上限を超える利用者の割合
H29/10	6,000	6,000	938	—	〇〇%	〇〇%
H30/10	5,980	6,000	739	7,040	〇〇%	〇〇%
H31/4	6,000	6,030	700			
次回	6,000	6,030	676	6,780	〇〇%	〇〇%
次々回	6,000	6,030	660	6,660	〇〇%	〇〇%
3回目	6,000	6,030	650	6,650	〇〇%	〇〇%
4回目	6,000	6,030	650	6,650	〇〇%	〇〇%
5回目	6,000	6,030	650	6,650	〇〇%	〇〇%

※分析イメージ

4. アンケート調査

(1) 事業所票

① 調査客体

福祉用具貸与事業所 7,024 事業所【悉皆】

② 主な調査項目

基本情報、貸与実績、貸与価格の上限設定に伴う対応（価格設定、取扱商品、発注先、調達先、利用者宅への訪問の方針等）の変化、再度貸与価格の上限設定が行われる場合に想定される変化、仕入れ価格や経営への影響 等

(2) 利用者票

① 調査客体

平成 29 年 10 月貸与分において貸与価格の上限を超えており、かつ、介護支援専門員の変更がない利用者を抽出し、当該利用者を担当する福祉用具専門相談員と介護支援専門員について行う。回答数は事業所における貸与価格の上限を超えた利用者数に応じて配布（1 名～最大 4 名）とし、調査対象は生年月日を用いて無作為に抽出する。

② 主な調査項目

基本情報、貸与商品、利用者が受けているサービス、貸与価格の上限設定による価格変更に伴う利用者の納得度、貸与価格の上限設定による価格変更に伴う負担感 等

5. ヒアリング調査

(1) 調査対象

福祉用具貸与事業所（事業所規模別に抽出、3 事業所程度）
レンタル卸事業所（2 事業所程度）

(2) 主な調査項目

① 福祉用具貸与事業所

福祉用具貸与価格の上限設定に伴うサービス内容の変化、経営への影響、仕入れ価格の影響、介護支援専門員・利用者の反応、再度貸与価格の上限設定が行われる場合の今後想定される対応、貸与価格の地域差への対応 等

② レンタル卸事業所

業務概要、福祉用具貸与価格の上限設定に伴う経営への影響、福祉用具貸与事業所との交渉の有無・実態、再度貸与価格の上限設定が行われる場合に今後想定される対応、貸与価格の地域差への対応 等

以上

「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査」 【事業所票（案）】

■ご記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は福祉用具貸与事業所の管理者の方（事業所全体の方針や経営について回答できる方）がご記入ください。
- ・ 特に指定の無い限り、令和元年 9 月 1 日（木）現在の状況についてご回答ください。
- ・ 数字を記入する欄が 0（ゼロ）の場合は「0」とご記入ください。
- ・ 具体的な回答方法については、同封の「記載要領」をご確認ください。
- ・ 令和元年**月**日（*）までに同封の返信用封筒にて、返送ください。

■調査に関するお問い合わせ先

「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」事務局
電話：**-**-**（平日10:00～17:00）
◎お問い合わせの際に、調査名をお伝えください◎
FAX:**
E-mail：**
〒** **

問1 基本情報

(1) 開設年	(西暦)		年
(2) 事業内容	以下、いずれかひとつに✓を入れてください。		
	☐	① 福祉用具貸与・販売を専門に行っている	
	☐	② 他の事業と兼業で福祉用具・販売を行っている	
		↓	
	②の場合		
	ア 他の事業について（当てはまるもの全てに☑を入れてください）		
	☐	① 介護・医療サービスの提供	
☐	② 介護・医療サービス以外の一般のサービス・販売等		
☐	③ その他		
	イ 事業所における事業活動収入（収益）全体に占める福祉用具貸与・販売の割合（令和元年9月分）		
	約		割

問2 法人が提供サービス・併設サービス

(1)法人が提供しているサービス（関連法人を含む）、(2)貴事業所に併設されているサービスとして該当するもの全てに☑を付けてください。※「併設されているサービス」とは、貴事業所と同一敷地内もしくは隣接する敷地内の事業所において提供されているサービスのことを言います。

(1) 法人が 提供	(2) 事業所に 併設		(1) 法人が 提供	(2) 事業所に 併設	
<居宅サービス>			<施設サービス>		
☐	☐	1 訪問介護	☐	☐	20 介護老人福祉施設
☐	☐	2 訪問入浴介護	☐	☐	21 介護老人保健施設
☐	☐	3 訪問看護	☐	☐	22 介護療養型医療施設
☐	☐	4 訪問リハビリ	☐	☐	23 介護医療院
☐	☐	5 通所介護	<医療サービス>		
☐	☐	6 通所リハビリ	☐	☐	24 病院
☐	☐	7 短期入所生活介護、療養介護	☐	☐	25 診療所
☐	☐	8 特定施設入居者生活介護	<その他>		
☐	☐	9 居宅介護支援	☐	☐	26 サービス付き高齢者向け住宅
☐	☐	10 福祉用具販売(特定福祉用具)	☐	☐	27 有料老人ホーム
<地域密着型サービス>			☐	☐	28 養護老人ホーム
☐	☐	11 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	☐	☐	29 軽費老人ホーム（ケアハウス、A、B）
☐	☐	12 夜間対応型訪問介護	☐	☐	30 旧高齢者専用賃貸住宅
☐	☐	13 認知症対応型通所介護	☐	☐	31 地域包括支援センター
☐	☐	14 小規模多機能型居宅介護	☐	☐	32 住宅改修
☐	☐	15 認知症対応型共同生活介護			
☐	☐	16 地域密着型特定施設入居者生活介護	☐	☐	33 特になし
☐	☐	17 地域密着型老人福祉施設入所者生活介護			
☐	☐	18 看護小規模多機能型居宅介護			
☐	☐	19 地域密着型通所介護			

問3 職員体制

(1) 職員数	(1)常勤	(2)非常勤	(3)常勤換算数	
職員の総数		人		人
うち、福祉用具専門相談員		人		人

問4 貸与実績（※令和元年9月1日時点）

(1)貸与商品数、(2)貸与件数について記載してください。				※実績がない場合は0を記入してください。				
	(1)貸与商品数				(2)貸与件数			
	合計		うち、レンタル卸		合計		うち、レンタル卸	
車いす		商品		商品		件		件
車いす付属品		商品		商品		件		件
特殊寝台		商品		商品		件		件
特殊寝台付属品		商品		商品		件		件
床ずれ防止用具		商品		商品		件		件
体位変換器		商品		商品		件		件
手すり		商品		商品		件		件
スロープ		商品		商品		件		件
歩行器		商品		商品		件		件
歩行補助杖		商品		商品		件		件
認知症老人徘徊感知機器		商品		商品		件		件
移動用リフト		商品		商品		件		件
自動排泄処理装置		商品		商品		件		件

問5 貸与価格の上限設定に伴う対応の変化

1 貸与価格の上限設定に伴い、平成30年11月以降に事業所としてどのような対応をしましたか。

(1) 貸与価格の上限設定に伴う、
貸与価格の見直し
(ひとつに✓)

☐

① 貸与価格を上げた商品が多い

☐

② 貸与価格を下げた商品が多い

☐

③ 貸与価格を上げた商品と下げた商品が同程度ある

☐

④ 特に変更はない

➡ (2)に進んでください

ア 上記①～③の場合、貸与価格の変更にあたり考慮した点（当てはまるもの全てに✓）

☐ ① 仕入（購入）価格を考慮して変更した

☐ ② レンタル卸の価格を考慮して変更した

☐ ③ アセスメントに係る経費を考慮して変更した

☐ ④ フィットtingに係る経費を考慮して変更した

☐ ⑤ モニタリングに係る経費を考慮して変更した

☐ ⑥ 搬入出に係る経費を考慮して変更した

☐ ⑦ メンテナンスに係る経費を考慮して変更した

☐ ⑧ 消毒に係る経費を考慮して変更した

☐ ⑨ その他経費を考慮して変更した

☐ ⑩ 利用者負担に考慮して変更した

☐ ⑪ 当該事業における全ての商品の貸与価格を考慮して変更した

☐ ⑫ 地域における相場を考慮して変更した

☐ ⑬ 全国平均貸与価格を考慮して変更した

☐ ⑭ 貸与価格の上限を考慮して変更した

☐ ⑮ その他の要素を考慮して変更した

8

(2) 商品の調達(自社購入)		
ア 貸与価格の上限設定に伴う、 調達先の変更等 (当てはまるもの全てに✓)	☐	① 調達先を変更した
	☐	② 商品によって調達先を変更した
	☐	③ 新たな調達先を追加した
	☐	④ 調達先を減らした
	☐	⑤ 自社購入を辞めた(在庫商品のみで対応)
	☐	⑥ 自社購入を辞めた (在庫商品とレンタル卸を併用)
	☐	⑦ 自社購入を辞めた(レンタル卸のみで対応)
	☐	⑧ 以前から自社購入はしていない (レンタル卸のみで対応)
	☐	⑨ 特に変更はない
	☐	⑩ その他 ()
イ 貸与価格の上限設定に伴う、 調達価格対応 (当てはまるもの全てに✓)	☐	① 調達先に対し値下げ交渉を実施した
	☐	② 一括購入等により価格を抑えるようにした
	☐	③ 特に実施していない
	☐	④ その他 ()
ウ 貸与価格の上限設定に伴う、 取り扱い商品の調整 (当てはまるもの全てに✓)	☐	① 取扱商品を絞った(やめた商品がある)
	☐	② 取扱商品を増やした
	☐	③ 保険対象外商品を増やした
	☐	④ 保険対象外商品を減らした
	☐	⑤ 変更はない
	☐	⑥ その他 ()
(3) 商品の調達(レンタル卸の利用)		
ア 貸与価格の上限設定に伴う、 発注先の変更等 (当てはまるもの全てに✓)	☐	① 発注先を変更した
	☐	② 商品によって発注先を変更した
	☐	③ 新たな発注先を追加した
	☐	④ 発注先を減らした
	☐	⑤ レンタル卸での対応を辞めた (全て自社購入の商品で対応)
	☐	⑥ 以前からレンタル卸を使用していない (全て自社購入の商品で対応)
	☐	⑦ 特に変更はない
	☐	⑧ その他 ()
イ 貸与価格の上限設定に伴う、 価格対応 (当てはまるもの全てに✓)	☐	① 値下げ交渉を実施した
	☐	② 特に実施していない
	☐	③ その他 ()
ウ 貸与価格の上限設定に伴う、 取り扱い商品の調整 (当てはまるもの全てに✓)	☐	① 取扱商品を絞った(やめた商品がある)
	☐	② 取扱商品を増やした
	☐	③ 保険対象外商品を増やした
	☐	④ 保険対象外商品を減らした
	☐	⑤ 変更はない
	☐	⑥ その他 ()

(4) 利用者宅への訪問の方針		
ア 貸与価格の上限設定に伴う、 貸与前（入院時等）の相談 (ひとつに✔)	☐	① 簡素化した
	☐	② 手厚くした
	☐	③ 特に変更はない
イ 貸与価格の上限設定に伴う、 アセスメントの実施方法等 (ひとつに✔)	☐	① 簡素化した
	☐	② 手厚くした
	☐	③ 特に変更はない
ウ 貸与価格の上限設定に伴う、 モニタリング頻度の変更等 (ひとつに✔)	☐	① 訪問回数を増やした ●→ 平均（ ）回/年増やした
	☐	② 訪問回数を減らした ●→ 平均（ ）回/年減らした
	☐	③ 特に変更はない
エ 貸与価格の上限設定に伴う、 メンテナンス頻度の変更等 (ひとつに✔)	☐	① 訪問回数を増やした ●→ 平均（ ）回/年増やした
	☐	② 訪問回数を減らした ●→ 平均（ ）回/年減らした
	☐	③ 特に変更はない
(5) 介護支援専門員（ケアマネジャー）との連携		
ア 貸与価格の上限設定に伴う、 福祉用具貸与計画交付等に関する 訪問回数の変更（ひとつに✔）	☐	① 訪問回数を増やした
	☐	② 訪問回数を減らした
	☐	③ 特に変更はない
イ 貸与価格の上限設定に伴う、 その他の訪問回数の変更 (ひとつに✔)	☐	① 訪問回数を増やした
	☐	② 訪問回数を減らした
	☐	③ 特に変更はない

問6 再度貸与価格の上限設定が行われる場合に想定される変化	
再度貸与価格の上限設定がされた場合、事業所として今後どのような対応をすることが想定されますか。	
(1) 取り扱い商品の増減 (ひとつに✔)	☐ ① 取扱い商品を拡大する
	☐ ② 取扱い商品を縮小する
	☐ ③ 特に変更することはない
	☐ ④ わからない
(2) 利用者宅への訪問	
ア 貸与前（入院時等）の相談 (ひとつに✔)	☐ ① 簡素化する
	☐ ② 手厚くする
	☐ ③ 特に変更はない
イ アセスメントの実施方法等 (ひとつに✔)	☐ ① 簡素化する
	☐ ② 手厚くする
	☐ ③ 特に変更はない
ア モニタリングの頻度 (ひとつに✔)	☐ ① 訪問回数を増やす
	☐ ② 訪問回数を減らす
	☐ ③ 特に変更しない
	☐ ④ わからない
イ メンテナンスの頻度 (ひとつに✔)	☐ ① 訪問回数を増やす
	☐ ② 訪問回数を減らす
	☐ ③ 特に変更しない
	☐ ④ わからない

問7 仕入れ価格への影響

(※令和元年9月1日時点)

1 取り扱い商品の状況

(1) 自社購入の仕入れ有無 (いずれかひとつに✓を入れてください)

○

① あり

●→

利用社数

社

○

② なし

●→

3へ進んでください

2 自社購入の仕入れ価格(単価)の変化の状況 ※平成30年10月との比較

3 レンタル卸の利用の有無（いずれかひとつに✓を入れてください）

○ ① あり

●→

利用社数

社

○ ② なし

●→

問8へ進んでください

4 レンタル卸価格(単価)の変化の状況 ※平成30年10月との比較

(1) 車いす (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(2) 車いす付属品 (クッション又はパッド) (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(3) 特殊寝台 (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(4) 特殊寝台付属品 (マットレス) (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(5) 床ずれ防止用具 (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(6) 体位変換器 (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(7) 手すり (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(8) スロープ (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(9) 歩行器 (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(10) 歩行補助杖 (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(11) 認知症老人徘徊感 知機器(ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(12) 移動用リフト (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない
(13) 自動排泄処理装置 (ひとつに✓)	○ ① レンタル卸価格が上がったものが多い	○ ② ほとんど変わらない
	○ ③ レンタル卸価格が下がったものが多い	○ ④ わからない

問8 経営への影響

会社全体の費用を事業所・事業ごとに按分することができますか。○ ① できる ○ ② できない

事業所・事業ごとに按分できる場合、平成29年度、平成30年度の福祉用具貸与に係る収益・費用について、回答してください。

※計上しない場合は0を記入してください。

	平成29年度福祉用具貸与分	平成30年度福祉用具貸与分
(1) 介護保険請求額	,000 円	,000 円
(2) 人件費	,000 円	,000 円
(3) 非減価償却仕入れ価格	,000 円	,000 円
(4) レンタル卸への支払い額	,000 円	,000 円
(5) 減価償却費	,000 円	,000 円
(6) その他費用（本部費や販売管理費等）	,000 円	,000 円
(7) 営業利益	,000 円	,000 円

調査票への回答は以上です。ご協力ありがとうございました。

「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査」【利用者票（案）】

■ご記入にあたってのご注意

- ・ この調査票は福祉用具貸与サービスにおいて、問1・問2については、調査対象の利用者を担当している福祉用具貸与事業所の方が記入し、調査対象の利用者を担当している介護支援専門員の方にお渡しください。
問3以降は調査対象の利用者を担当している介護支援専門員の方が記入し、ご返送ください。
- ・ 調査対象の利用者の選定方法については、同封の「記載要領」をご参照ください。
選択肢や表の中に「○」や「□」があるものには、✓をつけてください。（○はいずれかひとつ、□は複数選択可）
- ・ 上記以外の箇所は、具体的に言葉や数字をご記入ください。
- ・ 数字を記入する欄が0（ゼロ）の場合は「0」とご記入ください。
- ・ 具体的な回答方法については、同封の「記載要領」をご確認ください。
- ・ 令和元年*月*日（*）までに同封の返信用封筒にて、返送ください。

■調査に関するお問い合わせ先

「福祉用具貸与価格の適正化に関する調査研究事業」事務局

電話：**-**-**（平日10:00～17:00）

◎お問い合わせの際に、調査名をお伝えください◎

FAX: **

E-mail: **

〒** **

問1・問2は福祉用具貸与事業所の方がご回答ください。

問1 利用者の基本情報		※令和元年9月1日（木）時点			
(1) 性別	☐ ① 男性	☐ ② 女性	(2) 年齢	満	歳
(3) 同居家族の有無	☐ ① 有	☐ ② 無			
(4) サービス利用開始時期	西暦		年		
(5) 要介護度	☐ ① 要支援1	☐ ② 要支援2	☐ ③ 要介護1	☐ ④ 要介護2	
	☐ ⑤ 要介護3	☐ ⑥ 要介護4	☐ ⑦ 要介護5	☐ ⑧ 区分申請変更中など	
(6) 自己負担割合	☐ ① 1割負担	☐ ② 2割負担	☐ ③ 3割負担	☐ ④ 負担なし	

問2 利用者が貸与している商品

利用者が貸与している商品をご回答ください。令和元年9月の貸与商品に変更がない場合は、「変更なし」欄にチェックを入れ、令和元年9月(1)~(4)の欄はご記入不要です。

平成30年10月					令和元年9月				
	(1)商品コード (TAISコード 又は 届出コード)	(2)種目	(3)数量	(4)単位数	変更 なし	(1)商品コード (TAISコード 又は 届出コード)	(2)種目	(3)数量	(4)単位数
1				単位	☐				単位
2				単位	☐				単位
3				単位	☐				単位
4				単位	☐				単位
5				単位	☐				単位
6				単位	☐				単位
7				単位	☐				単位
8				単位	☐				単位
9				単位	☐				単位
10				単位	☐				単位

【種目の番号】

1：車いす	4：特殊寝台付属品	7：手すり	10：歩行補助杖	13：自動排泄処理装置
2：車いす付属品	5：床ずれ防止用具	8：スロープ	11：認知症老人徘徊感知機器	
3：特殊寝台	6：体位変換器	9：歩行器	12：移動用リフト	

問3以降は介護支援専門員の方がご回答ください。

問3 利用者の基本情報

(1) 障害高齢者の 日常生活自立度	☐ ① 自立	☐ ② J1	☐ ③ J2	☐ ④ A1
	☐ ⑤ A2	☐ ⑥ B1	☐ ⑦ B2	☐ ⑧ C1
	☐ ⑨ C2	☐ ⑩ 不明		
(2) 認知症高齢者の 日常生活自立度	☐ ① 自立	☐ ② I	☐ ③ II a	☐ ④ II b
	☐ ⑤ III a	☐ ⑥ III b	☐ ⑦ IV	☐ ⑧ M
	☐ ⑨ 不明			

問4 利用者が受けているサービス

(1) ケアプランや状態像の大きな変更(平成30年から令和元年まで) ケアプランや状態像の大きな変更はありましたか。			
☐ ① あった → 問4へ進んでください		☐ ② なかった	
(2) 内容の見直し ← 貸与価格の変更等によって福祉用具貸与以外のサービスの内容の見直しはありましたか。			
☐ ① あった		☐ ② なかった	
(3) 回数の見直し 貸与価格の変更等によって福祉用具貸与以外のサービスの回数の見直しはありましたか。			
☐ ① あった		☐ ② なかった	
(2)または(3)で「①あった」と回答された方は(4)をご回答ください。			
(4) 介護費用総単位数 平成30年10月・令和元年9月の介護費用総単位数をご回答ください。			
平成30年10月		単位	令和元年9月
			単位

問5 利用者について

(1) 利用者の納得度 貸与価格の上限設定に伴う貸与価格の変更等について、利用者の納得度をご回答ください。	
☐ ① 納得いただけた	☐ ② 概ね納得いただけた
☐ ③ 納得いただけなかった	☐ ④ わからない
(2) 利用者宅への訪問頻度 貸与価格変更後の、貸与事業者の利用者宅への訪問頻度についてご回答ください。	
☐ ① 増えた	☐ ② 変わらない
☐ ③ 減った	☐ ④ わからない
(3) 利用者からの問い合わせ 貸与価格が上限を超えていたことについて、利用者から問い合わせはありましたか。	
☐ ① あった	☐ ② なかった

問6 福祉用具貸与サービス全般について

(1) 貸与価格の上限設定が毎年見直されることによる負担感

貸与価格の上限が毎年見直されることによるご自身の負担感をご回答ください。

	とてもある	ややある	あまりない	ない
ケアプランの見直し	☐	☐	☐	☐
利用者・家族への説明	☐	☐	☐	☐
貸与価格の確認等の事務作業	☐	☐	☐	☐

(2) 貸与価格の傾向

貸与価格の上限設定に伴う貸与価格の傾向についてご回答ください。

☐ ① 地域全体で価格の値下げが行われている	☐ ② 地域全体で価格の値上げが行われている
☐ ③ 品目によって価格の見直し(値上げ、値下げ)が行われている	☐ ④ わからない

(3) 貸与価格の上限設定に伴う、福祉用具貸与事業所の変更

貸与価格の上限設定に伴い、貸与事業所の変更はありましたか。

☐ ① あった	☐ ② なかった
-----------------------------	------------------------------

(4) 「①あった」場合

貸与事業所を変更した際のご自身の方針をご回答ください。

☐ ① より価格の安い貸与事業所を選定している	☐ ② 品目によって貸与事業所を変えている
☐ ③ サービスの質を重視して貸与事業所を選定している	☐ ④ 貸与事業所の営業地域を勘案して、選定している。
☐ ⑤ その他 ()	

調査票への回答は以上です。ご協力ありがとうございました。